

## 第 34 回湘南西部地区福祉有償運送運営協議会 会議録

日 時 平成 31 年 1 月 25 日（金） 午後 2 時から午後 3 時 30 分まで

場 所 大磯町保健センター 2 階研修室

出席者 委員 23 名中、出席 18 名（うち代理者 4 名）

各市町職員 平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町

事業者 3 事業者

- ・ 一般社団法人 さうんどうサポート（平塚市）
- ・ 特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会（平塚市）
- ・ 特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズ大空（二宮町）

公開の可否 公開

傍聴者数 1 名

審議の経過

1 開会

2 会議成立の報告

湘南西部地区福祉有償運送運営協議会設置要綱（以下「要綱」という。）  
の規定に基づき報告

- (1) 要綱第 8 条第 1 項に基づき、委員の過半数により成立
- (2) 要綱第 8 条第 4 項に基づき、代理出席を認める
- (3) 委員総数 23 名、過半数 12 名、出席委員 18 名(代理出席を含む)

3 議事

(事務局)

それでは、ここからの進行につきましては、要綱第 6 条第 3 項よりまして、鈴木会長に議長をお願いいたします。

(議長)

議題 1 「道路運送法第 79 条の 2 に基づく新規登録申請について」協議いたします。平塚市に事業所を置く、「一般社団法人 さうんどうサポート」の新規登録申請について、説明をお願いいたします。

### 【平塚市より概要説明】

(議長)

ただいまの「一般社団法人 さうんどうサポート」の申請内容について説明がありました。これより、御質問を受けたいと思います。御質問はありませんか。

(委員)

車両を借りて運行するとのことですが、車両を借りる事業者はどういった事業をしているのか。

(事業者)

現在はデイサービスを行っている。

(委員)

デイサービス事業の中の移動業務を担うということでしょうか。

(事業者)

現在はそういった事は出来ていないが、デイサービスの時間以外で福祉有償運送を実施できればいいと考えています。

(議長)

それでは、これから、採決に向けた話し合いをいたします。「一般社団法人 さうんどうサポート」の方はいったん御退室ください。

#### 【一般社団法人 さうんどうサポート 退室】

(議長)

それでは、「一般社団法人 さうんどうサポート」から提出された道路運送法第79条の2に基づく新規登録申請について、委員の皆様からの御発言を求めます。どなたかございませんか。

(委員)

料金についてですが、介助料金とサポート料金の違いはなにか。

(平塚市)

乗降等の介助を介助料として考えている。通院の場合、乗降の介助があれば、院内のサポートが必要ない場合は、介助料のみ。院内のサポートが必要となる場合は、別にサポート料がかかることとなっています。

(委員)

二重で料金を取られているように感じるのですがいかがでしょうか。

(委員)

運送の対価以外の対価については実費分を基準としているため、事業者として人件費等を考慮した結果がこの金額ということであれば法令上問題ない。

(委員)

降車やサポートをするときには資格を持っている人が必要だったと思うが、正式に資格を持っている人がやっていただきたいと思う。

資格が必要な場合には、各市町に適切に確認してもらいながら運行してほしいと思います。

(委員)

福祉有償運送に関しては、サポートに関しては無資格でも可能です。但し資格を持った人が運送者にいるのでそういった事はないと思う。

また、利用者は介護の等級も低い方が多いので、そういったサービスを使われることは少ないと考えられる。

(平塚市)

一定の介助を行う以上は、一定の資格や研修を修了していることが望ましいとは考えております。今回の事業所に関しては、有資格者も複数いられることもあるので、その方々を中心に運行をお願いし、今後同様の案件が生じた場合には、該当の事業所になんらかの資格や講習を修了させる等の対応を働きかけていきたいと考えています。

(議長)

それでは、「一般社団法人 さうんどうサポート」から提出された道路運送法第79条の2に基づく新規登録申請について、お諮りいたします。

ご意見等ありますでしょうか。

では、本案件については、運営協議会として協議が調ったとして、これを承認するというので、よろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。(挙手、多数)

(議長)

賛成多数ですので、「一般社団法人 さうんどうサポート」から提出された道路運送法第79条の2に基づく新規登録申請について、承認とすることと決しました。では、「一般社団法人 さうんどうサポート」を入室させてください。

**【一般社団法人 さうんどうサポート 入室】**

(議長)

「一般社団法人 さうんどうサポート」から提出された、道路運送法第79条の2に基づく新規登録申請については、承認いたします。

**【一般社団法人 さうんどうサポート 退室】**

(議長)

続いて、議題2「道路運送法第79条の6に基づく更新申請について」協議いたします。それでは、平塚市に事業所を置く、「特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会」の更新申請について、説明をお願いいたします。

#### 【平塚市より概要説明】

(議長)

ただいまの「特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会」の申請内容について説明がありました。これより、御質問を受けたいと思います。御質問のある方は挙手をお願いします。

(委員)

運送の対価以外の対価について、「遠距離で回送が必要となる場合は、回送料として有料道路通行料のご負担をお願いします。」と記載があるが、乗車していないところの費用負担について拒否された場合にはどう考えているのか。福祉有償運送については、回送という概念があまりないので、その辺をどう考えているのか確認したい。

あと、複数乗車は乗降場所が同一であることを確認したうえで実施すると記載されているが、これは施設からどこかに行くことを考えての事でしょうか。

(事業者)

回送料金については、現在そういった事例はないので、事例が生じた場合に検討・対応していくことになると考えています。

複数乗車については、施設から同一の発着地点という形で行うものと考えています。過去の事例はなく、他の施設の職員と話しているときに、そういった相談があり、対応が可能となるように記載をしたもの。

(委員)

現在の旅客に対しては想定されていないと考えてよろしいか。今後の対応が想定されるものに対して記載されているということでもよろしいか。

回送料金については、現在の旅客に対して想定されていないものであるならば、削除した方がいいのでは。

(事業者)

該当の箇所については、削除します。

(委員)

事故対応と苦情処理の責任者について、就任予定運転者名簿などに記載がないが、どういった方なのでしょう。

(事業者)

事業者側の全体的な事故対応の責任者という形になる。今回の福祉有償運送についても同様の対応としたいと考えている。

(委員)

事業者側の役職のある方で、湘南西部地区に在住ということではないという理解でよろしいか。

(事業者)

問題ない。

(委員)

基本的には、電話や FAX で苦情を対応することになると思いますが、前回申請時に運行管理責任者を区域内在住の方に変えていただいたということも有るので、こちらも運行管理者が兼ねることは可能か。

地域の方が苦情の処理の責任者になったほうが分かりやすいのでは。このことについて事業者内で協議いただくことは可能か。

(事業者)

事業者内にて協議を行うこととします。

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会」の方には御退席をお願いしまして、これより採決に向けた話し合いを持ちたいと思います。

**【特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会 退室】**

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会」から提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、委員の皆さんからの意見を求めます。

どなたかございませんか。

(委員)

苦情の処理の責任者を地域の方にさせていただくことについて、協議結果を伝える際に、特に配慮を願う旨を伝えるようお願いしたい。

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会」から提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、お諮りします。

(議長)

賛成多数ですので、「特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会」から提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、承認とすることと決しました。では、「特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会」を入室させてください。

**【特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会 入室】**

(議長)

協議の結果、「特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会」から提出された、道路運送法第79条の6に基づく更新申請については、承認いたします。

先ほど委員から意見のあったことについては、特に事業所内及び平塚市と協議をお願いします。今後の手続きは、平塚市及び事務局の指示に従ってください。引き続き安全管理に努めてください。

**【特定非営利活動法人 日本アビリティーズ協会 退室】**

(議長)

続いて、議題3の「道路運送法第79条の8及び道路運送法施行規則第51条の15に基づく運送の対価の変更について」協議いたします。

それでは、二宮町に事業所を置く、「特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズ大空」の更新申請について、説明をお願いいたします。

**【二宮町より概要説明】**

(議長)

ただいま、「特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズ大空」の申請内容について説明がありました。

これより、御質問を受けたいと思います。御質問のある方はいますか。

—— 発言なし ——

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズ大空」の方には御

退席をお願いしまして、

これより採決に向けた話し合いを持ちたいと思います。

**【特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズ大空 退室】**

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズ大空」から提出された道路運送法第79条の8及び道路運送法施行規則第51条の15に基づく運送の対価の変更について、委員の皆さんからの意見を求めます。

どなたかございませんか。

—— 発言なし ——

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズ大空」から提出された道路運送法第79条の8及び道路運送法施行規則第51条の15に基づく運送の対価の変更について、お諮りいたします。

本案件については、運営協議会として協議が調ったとして、これを承認するというので、よろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。(挙手、多数)

(議長)

賛成多数ですので、「特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズ大空」から提出された道路運送法第79条の8及び道路運送法施行規則第51条の15に基づく運送の対価の変更について、承認とすることと決しました。では、「特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズ大空」を入室させてください。

**【特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズ大空 入室】**

(議長)

協議の結果、「特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズ大空」から提出された道路運送法第79条の8及び道路運送法施行規則第51条の15に基づく運送の対価の変更については、承認いたします。

引き続き安全管理に努めてください。

**【特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズ大空 退室】**

(議長)

議題4 その他 について、委員の皆様から何かございますか。

(事務局)

今後の手続きについて説明いたします。

まず、今回承認を受けた事業者に対しては、事務局から「協議が調った旨を知らせる協議書」を交付します。

更新登録を行う事業者は、この協議書を添付して神奈川運輸支局に申請書を提出し、1か月ほどで登録済証が交付されます。

そして、委員の皆様には、本日の会議録を添え、協議結果等について確認する書類を送付したことをお知らせする文書を送付いたします。

なお、今回の会議録は、要綱第8条第2項の規定により、公開することとなりますので、御承知おきください。

今年度の運営協議会は、今回で最後となる予定ですが、急きょ開催が必要となった場合には、関係機関とも調整のうえ、改めて皆様にご連絡申し上げます。

何もなければ、次回開催は来年度で、事務局は二宮町となります。

以上でございます。

(議長)

委員の皆様には長時間審議していただき、ありがとうございました。

運営協議会の円滑な議事進行に御協力いただきましてありがとうございました。